

制度要綱参考資料

(上場投資信託)

第 1.1 版

平成 19 年 8 月



株式会社証券保管振替機構

Japan Securities Depository Center, Incorporated

制度要綱参考資料（上場投資信託）変更履歴（第1.1版）

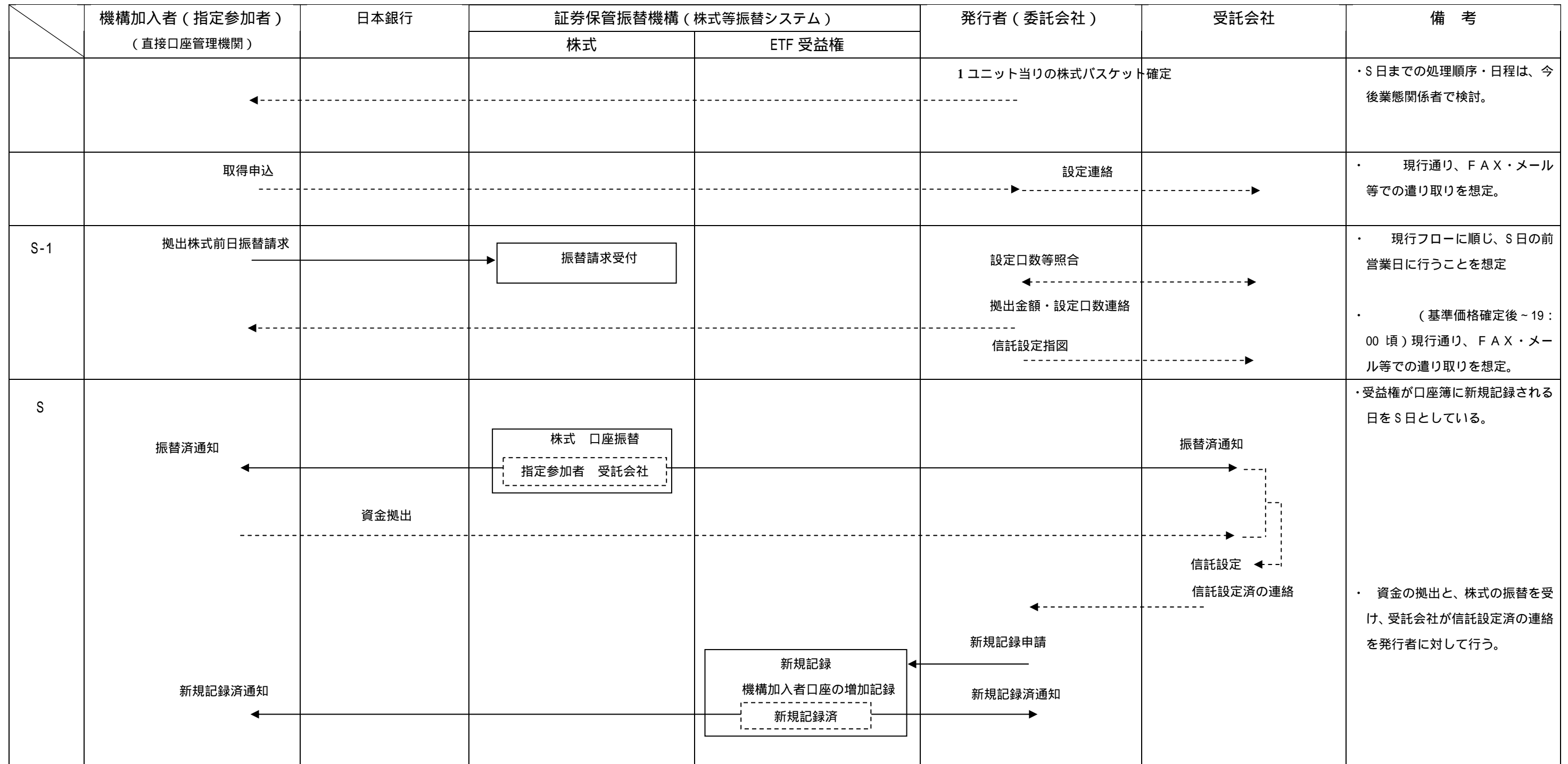
| 項番 | 変更区分 | 変更箇所 | 変更点 |
|----|------|-------|---|
| 1 | 削除 | 2[別紙] | 抹消スキームに係る検討結果を踏まえて同頁を削除 |
| 2 | 修正 | 2-1 | 抹消スキームに係る検討結果を踏まえて同頁を修正 |
| 3 | 削除 | 2-1-a | 抹消スキームに係る検討結果を踏まえて同頁を削除 |
| 4 | 修正 | 2-2 | 抹消スキームに係る検討結果を踏まえて同頁を修正 |
| 5 | 削除 | 2-2-a | 抹消スキームに係る検討結果を踏まえて同頁を削除 |
| 6 | 削除 | 3-1 | 償還に係る受益権の抹消は交換に係る抹消手続きに準じるとの前提及び交換に係る抹消スキームの確定を踏まえて同頁を削除。 |
| 7 | 削除 | 3-1-a | 同上 |
| 8 | 削除 | 3-2 | 同上 |
| 9 | 削除 | 3-2-a | 同上 |

小委員会における抹消スキームの検討結果を踏まえ、該当部分につき取り急ぎ改訂を行っております。

制度要綱参考資料（上場投資信託） 第 1.1 版 目次

- 0. 上場投資信託の振替制度対応に係る全体スケジュール
- 1-1. 新規記録（株券電子化対応）
- 1-2. 新規記録（振替制度対応）
- 2-1. 抹消（株券電子化対応）
- 2-2. 抹消（振替制度対応）
- 3. 受益者登録の請求の取次ぎにおける加入者情報
- 4. 移行

1-1 新規記録（株券電子化対応）



————▶ 機構システム - - - - -▶ 機構システム外

新規銘柄の発行の場合は、予め銘柄情報の登録（詳細は今後検討）を行なった後、上記フローに準じて新規記録処理を行う。

1-2 新規記録（振替制度対応）

| | 機構加入者（指定参加者） （直接口座管理機関） | 日本銀行 | 証券保管振替機構 （保管振替システム） | 発行者（委託会社） | 受託会社 | 備考 |
|-----|---|------|--|----------------------------------|---------------------------|--|
| | | | | 1ユニット当りの株式バスケット確定 | | ・S日までの処理順序・日程は、今後業態関係者で検討。 |
| | 取得申込 | | | 設定連絡 | | ・ 現行通り、FAX・メール等でのやり取りを想定。 |
| S-1 | 拠出株式前日振替請求 | | 振替請求受付 | 設定口数等照合 拠出金額・設定口数連絡 信託設定指図 | | ・ 前日振替請求は、現在の保管振替システムの請求方法により行う。 ・ （基準価格確定後～19:00頃）現行通り、FAX・メール等でのやり取りを想定。 |
| S | 振替済通知 「単純預託入力状況」画面照会（新規記録確認） | 資金拠出 | 株式 口座振替 指定参加者 受託会社 申請受付 ↓ 新規記録 （預託機能） | 新規記録申請 新規記録申請受付 | 振替済通知 信託設定 信託設定済の通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益権が口座簿に新規記録される日をS日としている。 ・ 単純預託書、合計票（仮称）を機構事務所に提出（合計票上には委託会社の印影） ・ 機構窓口にて合計票上の印影を照合。 ・ 単純預託袋口数票の半券に受付時刻を打刻し返却。 ・ 提出された預託書を機構事務所にて読み込み、口座に残高を発生させる（現行の単純預託の機能） 残高はS日当日（15:30付）に発生するが、処理はS～S+1の夜間バッチ。従って、当該新規記録分の口数が振替可能になるのはS+1 9:00以降となる。 ・ 参加者端末にて「単純預託入力状況」を照会（～17:00まで）することで、当日の新規記録確認とする。 <p>単純預託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面により行う ・ 受付場所：各地機構事務所 ・ 受付時間：当日9:00～15:30 残高の発生：当日15:30付（ただし、処理は夜間バッチ） 単純預託入力状況の照会：当日17:00まで可能 |

—————▶ 機構システム

-----> 機構 帳票・FAX等

-----▶ 機構システム外

新規銘柄の発行の場合は、予め銘柄情報の登録（詳細は今後検討）を行なった後、上記フローに準じて新規記録処理を行う。

2-1 抹消（株券電子化対応）

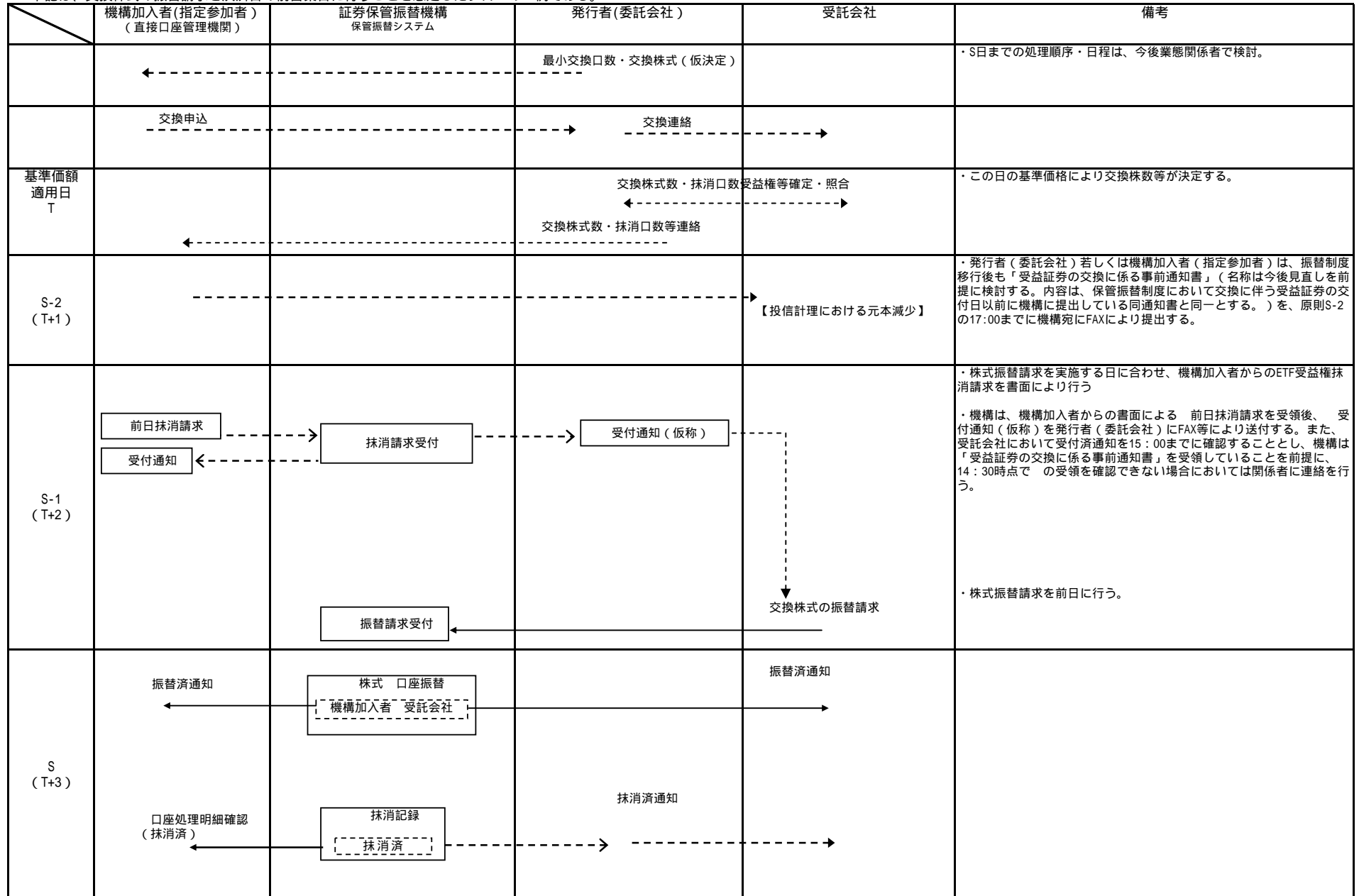
* 下記は、交換株式の振替請求を決済日の前営業日に行うことを想定したフローの一例である。

| | 機構加入者(指定参加者) (直接口座管理機関) | 証券保管振替機構(株式等振替システム) | | 発行者(委託会社) | 受託会社 | 備考 |
|------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------------|----------------|--|
| | | 株式 | ETF受益権 | | | |
| | | | | 最小交換口数・交換株式(仮決定) | | ・S日までの処理順序・日程は、今後業態関係者で検討。 |
| | ← 交換申込 | | | 交換連絡 | → | |
| 基準価額 適用日 T | | | | 交換株式数・抹消口数 交換株式数・抹消口数等連絡 | ← 受益権等確定・照合 | ・この日の基準価格により交換株数等が決定する。 |
| S-2 (T+1) | | | | | 【投信計理における元本減少】 | ・発行者(委託会社)若しくは機構加入者(指定参加者)は、株券電子化後も当面の間「受益証券の交換に係る事前通知書」(名称は今後見直しを前提に検討する。内容は、保管振替制度において交換に伴う受益証券の交付日以前に機構に提出している同通知書と同一とする。)を、原則S-2の17:00までに機構宛にFAXにより提出する。 |
| S-1 (T+2) | 前日抹消請求 → 受付通知 ← | | 抹消請求受付 | → 受付通知(仮称) | → | <ul style="list-style-type: none"> ・株式振替請求を実施する日に合わせ、機構加入者からのETF受益権抹消請求を行う ・機構から発行者に対しての 受付通知(仮称)については、株券電子化後も当面の間FAX等により対応する。この場合、機構が「受益証券の交換に係る事前通知書」を受領済であり、また 前日抹消請求がオンライン中の画面入力により行われることを前提とする。機構は前日抹消請求の受付を確認後速やかに 受付通知(仮称)を発行者(委託会社)にFAX等により行う。また、受託会社において受付済通知を15:00までに確認することとし、14:30時点で の入力が確認できない場合においては関係者に連絡を行う。 |
| | | | 振替請求受付 | | ↓ 交換株式の振替請求 | ・株式振替請求を前日に行う。 |
| S (T+3) | 振替済通知 ← | 株式 口座振替 機構加入者 受託会社 | | | 振替済通知 → | |
| | 抹消済通知 ← | | 抹消記録 抹消済 | 抹消済通知 | → | 抹消済通知：発行者は電子化後、前日抹消請求による抹消済通知を口座振替Web端末にログインし蓄積メッセージにて確認できる |

→ 機構システム
→ 機構 帳票・FAX等
-----> 機構システム外

2-2 抹消（振替制度対応）

* 下記は、交換株式の振替請求を決済日の前営業日に行うことを想定したフローの一例である。



→ 機構システム
-----> 機構システム外
-----> 機構 帳票・FAX等

3. 受益者登録の請求の取次ぎにおける加入者情報

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 1. 加入者情報の利用 | <p>株式等の振替制度において口座管理機関から通知を受けて振替システムに登録された加入者に係る株主等通知用データをETFの受益者に係る情報として利用する。</p> |
| 2. 加入者情報の登録・管理 | <p>加入者がETFの取り扱いに際して口座管理機関から口座の開設を受ける際に当該加入者に係る株主通知用データが登録されていない場合には、振替株式における手続きに従い以下のとおり情報の登録・名寄せ等を行う。</p> <p>口座管理機関は、加入者口座コード、加入者の氏名・名称、住所等の加入者情報を機構に通知する。</p> <p>機構は加入者情報の新規データの通知を受けたときは、速やかに、対象となる加入者に係る加入者情報と、登録済みの他の株主等通知用データとの間で、機構の定めるルールに基づいた名寄せ等の処理を行った後、当該加入者に係る株主通知用データとして、加入者の氏名、住所、加入者口座コード、株主等照会コード等必要な事項の新規データ登録を行う。</p> <p>口座管理機関は、加入者情報に変更があったときは、遅滞なく、その加入者から届出があった変更の内容に基づいて、機構に対して加入者情報の変更データ通知を行う。機構は当該通知を受けたときは、登録済みの他の株主等通知用データとの名寄せ等の処理を行った後、当該加入者に係る株主等通知用データの変更登録を行う。</p> <p>上記の手続きは、機構が機構加入者の口座を開設した場合における機構加入者の情報においても同様とする。</p> <p>機構は、株主等通知用データの新規データ登録をしたときは、振替株式における取り扱いに従い、加入者情報の新規データ通知をした口座管理機関に対して、新規デ</p> |

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| | <p>ータ登録をした旨等を通知する。株主等通知用データの変更データ登録をしたときも同様とする。</p> <p>機構は、対象加入者に係る名寄せ済みデータがある場合は、名寄せ済みデータに係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対して、変更データ登録を行った旨を通知する。</p> <p>機構は、名寄せ及び類似データ抽出の処理の結果、類似データが抽出された場合には、新規（変更）データ通知を通知した口座管理機関及び類似データとして抽出された株主等通知用データに係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対して、データ確認依頼通知を行う。</p> |

以上

4. 移行

[1] 集中移行（機構預託分）

機構預託分のETFの移行方式

（1）特例投資信託の振替制度への移行の流れ（以下において、必要な制度参加手続は終了していることを前提とする）

| | 流れ | 原則 | ETFの機構預託分 |
|--|-------------|---|--|
| | 投資信託約款の変更 | 発行者（委託会社）は、法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更を行う。分割規定を外す。 | 投資信託約款の変更については、一般投信と同様。 |
| | 発行者の移行同意・公告 | 機構は発行者の同意を事前に得る。また、同意を得た旨を公告する。 | 同左 |
| | 銘柄情報の通知 | 発行者は、移行同意銘柄に関する情報を機構の定める方法により通知する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本公示は、上記の公告を兼ねる。 ・機構は発行者から銘柄情報の通知を受け、その内容を一般投信と同様にHPに掲載する。通知方法は書面等によるものとし、詳細は今後検討する。 |
| | 銘柄情報の公示 | 機構は、の通知があった場合、当該特例投信について情報開示を行う。 機構HPにて銘柄の内容を掲載する。 | |
| | 移行申請 | 申請人が機構に対して移行申請を行う。この場合、受益証券を添えて、申請人の為に開設された口座を示す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・機構への移行申請は、申請人から委任を受けた発行者又は機構加入者が行う（機構加入者の自己分については申請人である機構加入者自身が行う）。 ・参考：受益者からの移行同意の取得方法 日々売買により流通しているETFの移行基準日時点の受益者の同意取得方法については、移行基準日時点で同意の効力が発生するよう、投資信託約款・保護預り約款をあらかじめ変更しておく。移行に非同意の受益者については、機構の取扱対象外となるため、券面の交付を受ける必要がある。 ・移行申請 <ul style="list-style-type: none"> - 移行申請において示されるべき口座は、移行日前営業日における参加者口座とする。 - 受益証券については、機構に預託されていたものが、移行申請 |

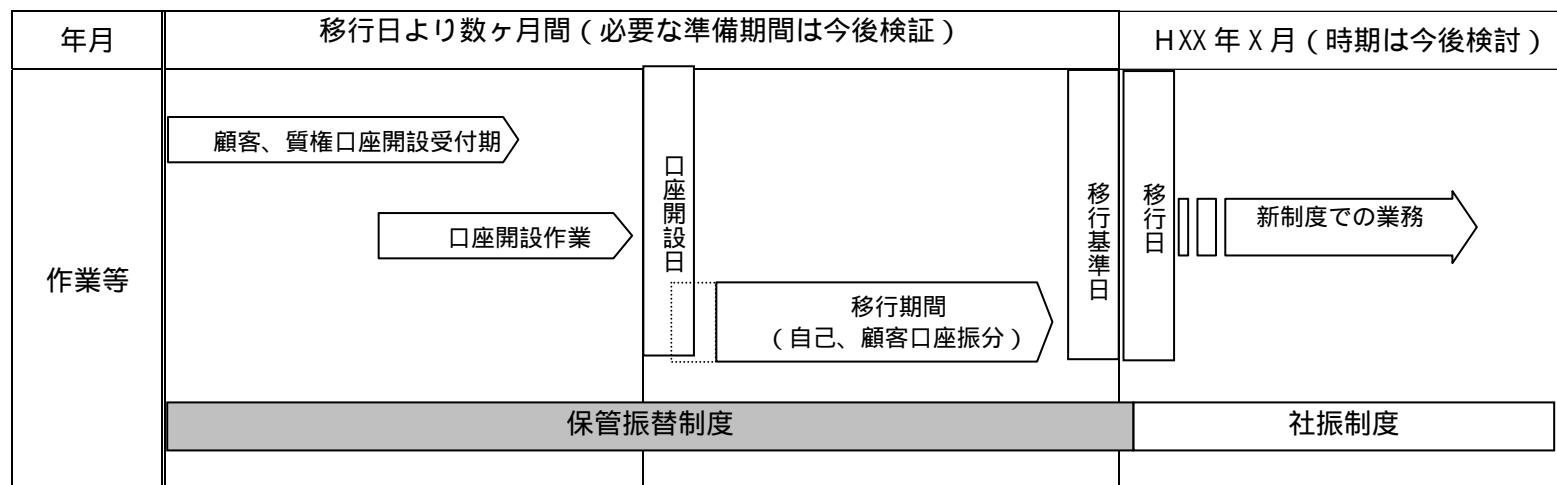
| | | | |
|--|-----------|---|---|
| | | | に伴い申請人から機構に提出されたものとして整理。 |
| | 振替受入簿への記録 | 機構は を受けて振替受入簿に所要の記録をする。 発行者に対して振替受入簿に記録したことを通知する | <ul style="list-style-type: none"> 振替受入簿は、参加者口座簿等の情報により代用する（ ） 発行者に対して、振替受入簿に記録した旨の通知を行う際に、通知情報に記番号を含める（無効化された受益証券の記番号を発行者に提供することで、移行後の収益分配金支払時における機構取扱分と非機構取扱分の区別を可能とする。） 振替受入簿に記録した旨の発行者への通知 「銘柄」・「口数（銘柄毎の合計）」・「記番号」・「移行日」のデータを、発行者（若しくは発行者が指定した先）に送付する方法については、銘柄毎の預託残高と、記番号データを打ち出し、機構の印を押して発行者に送付する。 |
| | 振替口座簿への記録 | で示された口座に銘柄ごとの口数を記録する。 | <ul style="list-style-type: none"> 移行日前日の参加者口座をそのまま振替口座簿として読み替える（移行日において口座に口数の記録は行わない）。 機構が申請人の口座を開設していない場合における機構から口座管理機関への通知（法附則第 14 条第 5 項第 3 号）については、申請人のために開設された口座が明らかになるものとして、機構加入者への移行日の「参加者別口座残高」の通知を以て行ったものと整理する。 |

() 振替受入簿への記録載事項と、対応案

| 法附則第 12 条 | 振替受入簿（対応案） |
|--------------------------------|--|
| 銘柄 | 参加者口座簿・受益者通知 |
| 口数 | 参加者口座簿・受益者通知 |
| 受益証券の番号 | 保管振替システムより、記番号データを記憶媒体にダウンロードして、保管しておく。 （受益者毎に記番号を割り当てない） |
| その他主務省令で定める事項（社債等振替命令 附則第 2 条） | |
| ・振替受入簿の記載・記録を申請した者の氏名又は名称及び住所 | 受益者通知・受益者名簿 |
| ・記載・記録した年月日 | 移行日を記録 |

- (2) 移行日 (= 制度開始日) については、今後検討する。
 全社同一の移行日を設定 (一斉移行) するか
 銘柄毎に移行日を設定するか
 各社毎に移行日を設定するか 等

(3) 移行までの流れ (想定)



移行基準日 (移行日の前営業日) から数ヶ月前より、参加者より口座開設 (例: 必要に応じて顧客口の開設等) の募集を開始する。(必要な準備期間は、開設口座数等により影響を受けるので、今後整理)。
 受付内容を取り纏め、口座開設準備を行う。
 口座開設日到来。
 参加者により、自己、顧客分の振分け等、残高分別管理の運用を実施。移行日までに運用体制を整える。
 移行基準日到来。この日の終了時点の参加者口座簿、及びこの日を基準とした受益者通知を基に振替受入簿データとする。
 移行日到来。新制度での運用に移行する。(新たに口座への記録などは行わない。例えば、移行基準日時点でETFを10口座で保有していた場合、移行日からは振替口座簿における口座区分としての10口座で保有しているものとして読み替える。)

- (4) 移行処理後の受益証券 - 発行者の意向を確認して、対応を検討する。
 (参考) 一般債: 無効化した券面を期中事務代行会社に返却 / 一般投信: 無効化した券面を代行会社に返却する方向で検討中。

[2] 個別移行（タンス受益証券等）

機構預託分以外のETFの移行方式

(1) 特例投資信託の振替制度への移行の流れ

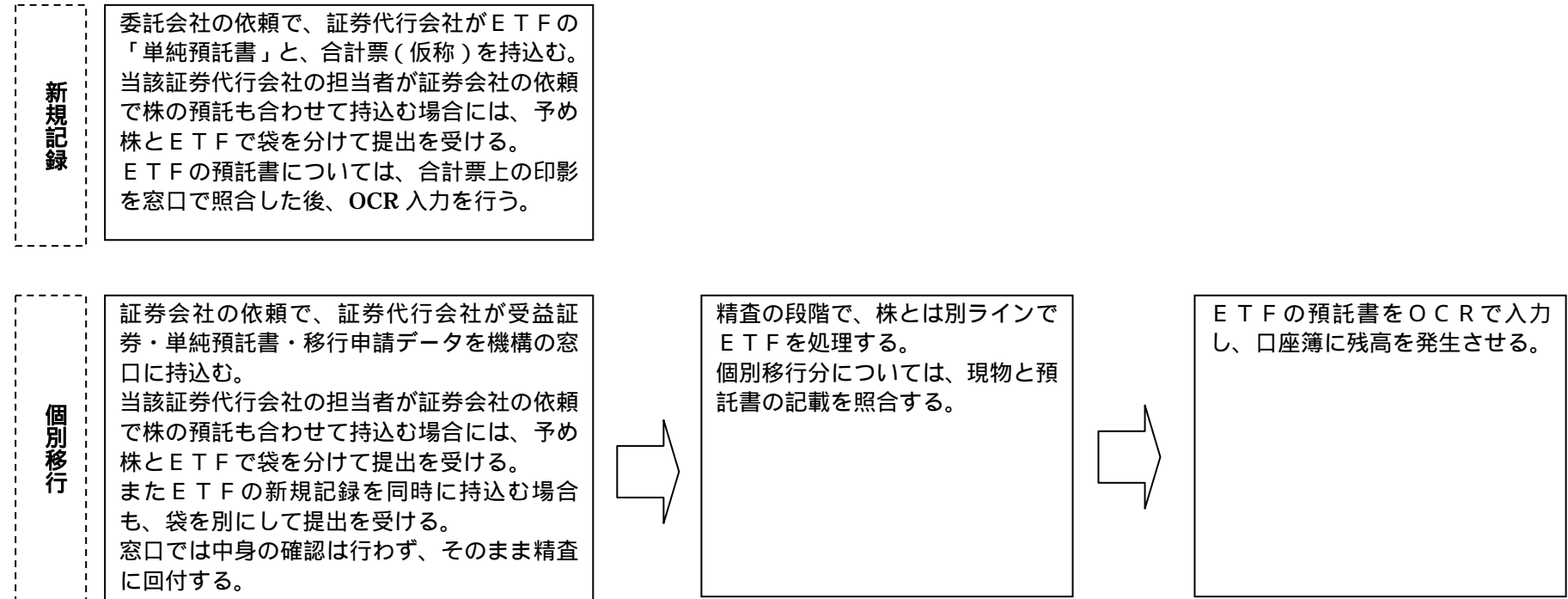
| | 流れ | 原則 | ETFの個別移行 |
|--|-------------|---|--|
| | 投資信託約款の変更 | 制度開始日までの期間（機構預託分の移行のための準備期間）に、～は終了。 | |
| | 発行者の移行同意・公告 | | |
| | 銘柄情報の通知 | | |
| | 銘柄情報の公示 | | |
| | 移行申請 | 申請人が機構に対して移行申請を行う。この場合、受益証券を添えて、申請人の為に開設された口座を示す。 | <p>直接の申請人が以下のものを機構・各地事務所に持込むことで、個別移行申請とする。またこの場合、口座簿への残高の発生は単純預託の機能を使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券 ・ 単純預託書 ・ 移行申請データ <ul style="list-style-type: none"> ア． 機構加入者名（直接の申請者） イ． 銘柄及び受益者毎の口数 ウ． 受益者の氏名・住所 <p>なお、上記を一般債と同様の方法で取得・保存することでどうか。 （参考）一般債の個別移行における移行申請データと振替受入簿データの取得・保存方法 機構で本券等のマイクロ撮影、そのマイクロを受入簿（記番号）とする。</p> <p>その他の記載項目については、 移行申請データ（移行申請日等）を、提出媒体のまま保存する。</p> <p>顧客口分についてはそれでも足りないので、 受入簿データ（申請者の名前、住所）を、やはり提出媒体（MO）のまま保存。但し、Web接続が可能な場合は、システムで受付け、媒体にダウンロードし、保存する。</p> |

| | | | |
|-----------|---|--|--|
| | | | 以上の ~ をもって受入簿とする。 |
| 振替受入簿への記録 | 機構は を受けて振替受入簿に所要の記録をする。 発行者に対して振替受入簿に記録したことを通知する | | <ul style="list-style-type: none"> ・機構は を受けて振替受入簿に所要の記録をする。 振替受入簿は、以下のようにデータ等で代用する。(1) ・機構は発行者に対して振替受入簿に記録したことを通知する。 個別移行における振替受入簿に記録した旨の発行者への通知は、記番号の提供を含めたものとして、「銘柄」・「口数(銘柄毎の合計)」・「記番号」・「移行日」のデータを受け入れの都度提供する。この場合、 振替受入簿データから打ち出して FAX 送信する ファイルに落としてメール送信する の2方式を選択肢とし、個別移行の件数見込みに応じて今後どちらを採るか検討する。 |
| 振替口座簿への記録 | で示された口座に銘柄ごとの口数を記録する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・機構では、 で提出された単純預託書を OCR 入力することで、口座簿に増加記録する。 この場合、機構では以下のような処理の流れで(2)、新規記録における単純預託処理と個別以降処理との処理を行うよう要請する。 ・株券電子化稼働後の個別移行方式については、移行期間の有無も含め今後検討する。 |

1 振替受入簿への記録載事項と、対応案

| 法附則第 12 条 | 振替受入簿(対応案) |
|--------------------------------|------------------------------|
| 銘柄 | 移行申請データより、銘柄 |
| 口数 | 移行申請データより、口数 |
| 受益証券の番号 | - 受益証券の、記番号 (受益証券のマイクロ撮影) |
| その他主務省令で定める事項(社債等振替命令 附則第 2 条) | |
| ・振替受入簿の記載・記録を申請した者の氏名又は名称及び住所 | 移行申請データより、受益者の氏名・住所 |
| ・記載・記録した年月日 | 移行日を記録 |

2 新規記録処理と個別移行処理



(2) 移行処理後の受益証券

発行者の意向を確認して、対応を検討する。

(参考) 一般債：無効化した券面を期中事務代行会社に返却 / 一般投信：無効化した券面の取り扱いは今後検討。

以上